

平成29年4月から、 介護予防訪問介護、介護予防通所介護が 介護予防・日常生活支援総合事業に移行します

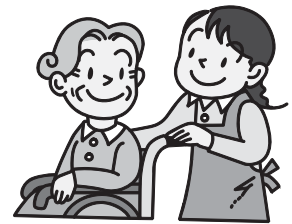
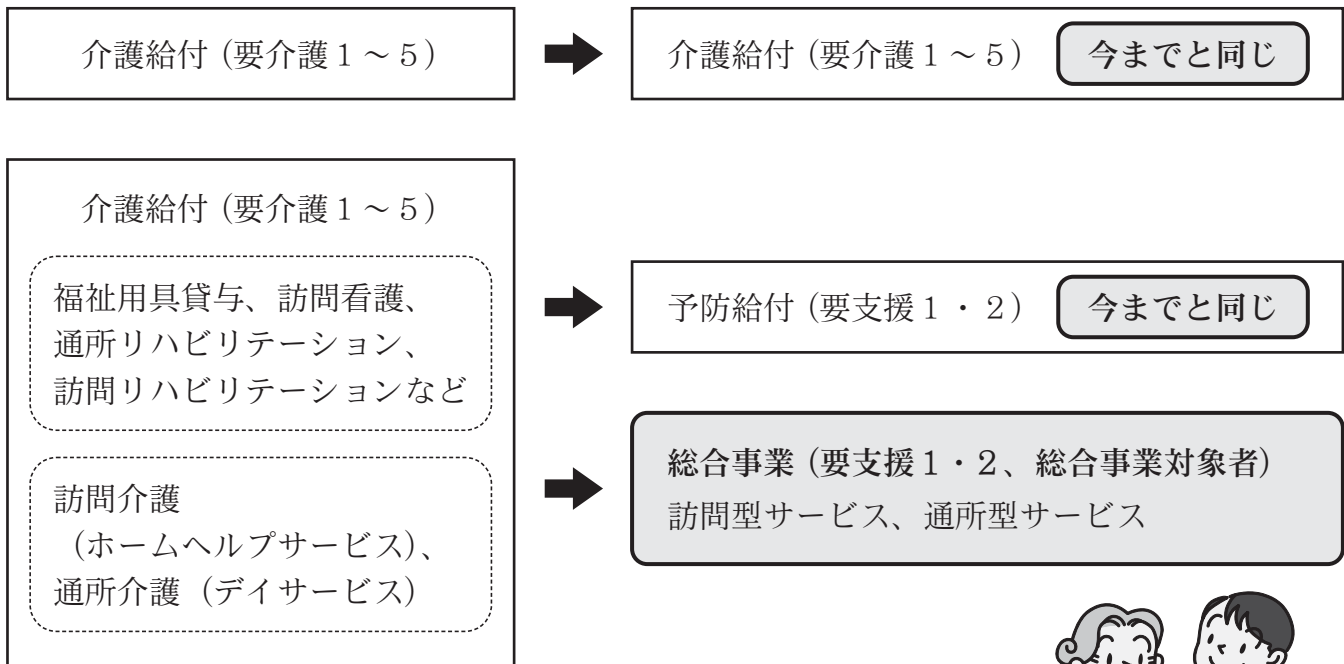
○介護予防・日常生活支援総合事業とは…

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」の2つからなります。

○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が総合事業へ移行

要支援の方に対するサービスのうち、ホームヘルプサービス、デイサービスを総合事業に移行し、町の事業として実施しますが、利用できるサービスの内容等は従来と変わりありません。

なお、ホームヘルプサービスとデイサービス以外の要支援者に対するサービス（介護予防福祉用具貸与など）については、これまで通りの利用となります。



ここが変わる！

▶サービス利用手続きの一部を簡単に

新しい「訪問型サービス」「通所型サービス」は、要支援認定されていない方でも、「基本チェックリスト」という25項目の簡単な質問に答えていただき、総合事業対象者と判断されれば、サービスを利用できるようになります。

◎くわしくは、小平町地域包括支援センターにご相談ください。

保健福祉課 地域包括支援センター ☎56-2111（内線274・270）